

大口町告示第127号

道路認定、区域決定及び供用開始の取扱いについて、昭和29年道発第416号道路局長通達に基づき、町道の地番変更を次のとおり行う。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

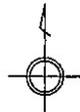
令和3年11月16日

大口町長 鈴木 雅 博

町道路線の供用開始

路線番号	路線名	変更前	起点	変更後	起点
			終点		終点
1537	町道	大屋敷一丁目7番地先	高橋一丁目7番地先		
	大屋敷37号線	大屋敷一丁目214番地先	大屋敷一丁目214番地先		

町道路線変更 町道大屋敷37号線 位置図



終点 大屋敷一丁目214番地先

変更前起点 大屋敷一丁目7番地先
変更後起点 高橋一丁目7番地先

1:2,500

